

東京都自転車活用推進計画の進捗等について

2022.12.14
東京都都市整備局

1. 東京都自転車活用推進計画における各施策の取組状況

- 各施策の指標・目標値(2021年度末)については、以下の通りです。

表 東京都自転車活用推進計画における指標・目標値

	施策	指標	現況値 (2021年5月時点)	2021年度末	目標
環境形成	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間	320km (2020年度)	339km (2021年度)	約570km (2030年度)
		自転車通行空間の臨港道路等	32km (2020年度)	32km (2021年度)	約45km ^{※1} (2030年度)
	区市版自転車活用推進計画の策定促進	区市版自転車活用推進計画の策定促進	2区市 (2021年1月)	11区市 (2022年3月)	49区市 (2030年度)
	広域利用の促進	広域利用が可能な自転車シェアリングを実施する自治体数	19区7市 (2021年1月)	20区9市 (2022年3月)	自治体数の増加 (2030年度)
	放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	19,487台 (2020年度)	17,917台 (2021年度)	15,000台以下 (2025年度)
	安全対策の実施	ゾーン30	364区域 (2019年度)	422区域 (2021年度)	460区域 (2025年度)
健康増進	身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルートの整備	7.5km (2019年度)	7.5km (2021年度)	11.5km (2024年度)
観光振興	自転車マップの作成	自転車マップの更新・充実	約30閲覧/日 (2021年2月 ^{※2})	約85閲覧/日 (2022年度)	HP閲覧数の増加 (2030年度)
安全・安心	自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	34人 (2020年)	18人 (2021年)	18人以下 (2025年)
		自転車関連事故件数	10,407件 (2020年)	12,035件 (2021年)	7,000件以下 (2025年)

※1 2022年10月に約51kmへ改定
 ※2 2020年10月から2021年2月までの期間

資料: 東京都自転車活用推進計画(2021.5)

2. 地方版自転車活用推進計画の作成のお願い

- 各区市町村の皆様には、地方版自転車活用推進計画の検討・作成を引き続きお願いします。
- 都内での計画策定について、令和2年度末は2区市でしたが、令和4年11月末時点で13区市が策定済みです。策定にあたっては、「東京都自転車活用推進計画(2021.5)」、「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)(国土交通省)等」を参考にしてください。

※現在の都内の自転車施策の取組状況については、参考資料1をご参照ください。

お願い

計画の策定に向けて支障となっている事項(予算、人員、ノウハウ等)があれば、別紙意見票に、ご意見の記載をお願いします。

3. 自転車活用推進重点地区の募集

- 現在の3地区(新宿地区、吉祥寺・三鷹・武蔵境地区、晴海・豊洲・有明等地区)に加えて、新たな自転車活用推進重点地区を検討しております。

お願い

各地区の整備計画(参考資料2)をご参照頂き、自転車施策に課題があり、共有したい事項がある区市町村は、別紙意見票に、ご意見の記載をお願いします。

4-1. 情報提供（改正道路交通法の概要）

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等について、令和4年4月に改正道路交通法が公布されました。

公布日：令和4年4月27日

施行日：公布日から2年以内の政令で定める日

(1) 最高速度、車体の大きさ

- ・ 最高速度：一般的な自転車利用者の速度（20km/h）
- ・ 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当



(2) 運転することができる者

- ・ **運転免許は要しない**こととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- ・ 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、**特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務**を課す

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 最高速度の制御（6km/h）とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道（自転車通行可の歩道のみ）等の通行可



車道



普通自転車
専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す

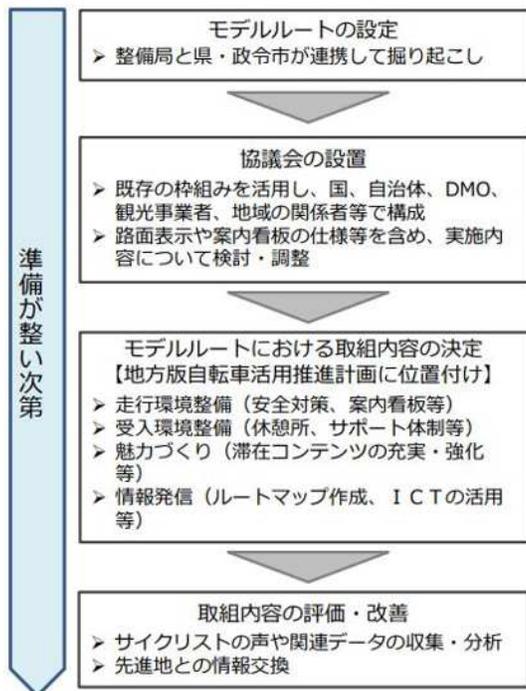
(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令（命令違反には罰則）

4-2. 情報提供（モデルルート概要）

- 国土交通省では、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、走行環境整備、受入環境整備、魅力づくり、情報発信を行うなど、官民が連携して世界に誇るサイクリングロードの整備を図る等、サイクルツーリズムを推進しています。

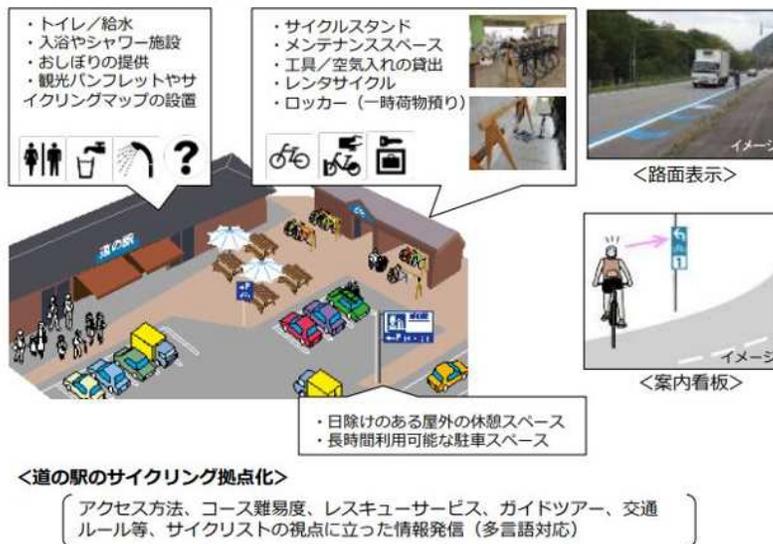
■取り組みの進め方



■モデルルート設定の考え方

- ▶ 複数の市町村に跨がる等、広域的なルートであるか
- ▶ サイクリストを惹きつける魅力や、価値創造の素地があるか
- ▶ サイクリストの支援に向けて、地域の関係者の協力が得られるか

■サイクリング環境向上策の例



資料：サイクルツーリズムの推進について（国土交通省 自転車活用推進本部事務局）

<http://sbcj-community.org/wp/wp-content/uploads/caf368e8a11f35229ee572461b44d212.pdf>